

入札時注意事項

買受人の 制限	次に掲げる者は、直接、間接を問わず公売財産を買受けることができません。 1.成年被後見人、被保佐人、復権を得ない破産者及び未成年者 2.総務課関係職員
公売への 参加制限	次に掲げる者に該当すると認められる事実がある者は、その事実があった後2年間公売の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は入札等をさせないことがあります。また、これらの者を事務員、傭人として使用し、若しくは、入札等の代理人とする者についても同様の取り扱いを受けます。 1.入札等をしようとする者の公売への参加若しくは入札等、最高価申込者の決定又は買受人の買受代金の納付を妨げた者 2.公売に際して不当に価格を引き下げる目的をもって連合した者 3.偽りの名義で買受申込をした者 4.正当な理由がなく、買受代金の納付の期限までにその代金を納付しない買受人 5.故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者 6.上記に掲げる者のほか、公売又は随意契約による売却の実施を妨げる行為をした者
入札の方法	1.入札者は、所定の入札書により指定時刻までに参集のうえ入札してください。 2.2枚以上の入札書を提出することはできません。一度提出した入札書は、入札時間内であっても引換え、変更又は取消しをすることができません。 3.代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状を提出してください。
開札の方法	入札書は、入札者の前で開札します。ただし、入札者又はその代理人が開札の場所に出席しないときは、当所所属の他の職員を立ち合わせて開札します。
最高価申込者の決定	公売財産の入札価額が最低制限価額以上で、かつ、最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。
追加入札と 抽選	落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者又は入札に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定します。
権利移転に 伴う費用の 負担	公売による権利移転に伴う費用(名義変更等)は、買受人の負担となります。
売却決定の 取り消し	次に掲げる場合は、売却決定を取り消します。 1.買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないとき。 2.買受代金納付後であっても、売却決定を取り消すべき理由があるとき。